

○東京国際大学学位規程

昭和59年4月1日 制定
最近改正 2017年7月21日

第1章 総則

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定及び東京国際大学学則（以下「本学学則」という。）第21条並びに東京国際大学大学院学則（以下「本大学院学則」という。）第23条に基づき、学位に必要な事項について定める。

第2条 本学において授与する学位の種類は、次のとおりとする。

- 商学研究科商学専攻 博士（商学）
- 臨床心理学研究科臨床心理学専攻 博士（心理学）
- 経済学研究科経済学専攻 博士（経済学）
- 商学研究科商学専攻 修士（商学）
- 経済学研究科経済学専攻 修士（経済学）
- 国際関係学研究科国際関係学研究専攻 修士（国際関係学）
- 社会学研究科応用社会学専攻 修士（社会学）
- 臨床心理学研究科臨床心理学専攻 修士（心理学）
- 商学部商学科 学士（商学）
- 商学部経営学科 学士（経営学）
- 経済学部経済学科 学士（経済学）
- 経済学部国際経済学科 学士（経済学）
- 国際関係学部国際関係学科 学士（国際関係学）
- 国際関係学部国際メディア学科 学士（国際メディア学）
- 人間社会学部福祉心理学科 学士（福祉心理学）
- 人間社会学部人間スポーツ学科 学士（人間スポーツ学）
- 人間社会学部スポーツ科学科 学士（スポーツ科学）
- 言語コミュニケーション学部英語コミュニケーション学科 学士（言語コミュニケーション学）
- 言語コミュニケーション学部中国言語文化学科 学士（言語コミュニケーション学）

第3条 学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、これを授与した本学名を次のように明記するものとする。

- 博士（〇〇〇）（東京国際大学）
- 修士（〇〇〇）（東京国際大学）
- 学士（〇〇〇）（東京国際大学）

第 2 章 学士の学位授与

第 4 条 学士の学位は、本学各学部で定める卒業に必要な所定の要件を充たした者に授与するものとする。

第 3 章 修士の学位授与

第 5 条 修士の学位は、本大学院学則第 19 条に定める所定の修士課程及び博士課程（前期）修了の要件を充たした者に授与するものとする。

第 6 条 学位審査の基準は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を有することとする。

第 7 条 修士の学位論文は、学位論文提出票を添えて、学長に提出するものとする。

2 本学大学院学則第 19 条第 2 項の定めに従い、1 年以上の在学期間で修了が認められる者については、1 年次の所定期日までに修士論文を提出するものとする。

3 審査のため必要があるときは、学位論文以外の参考資料の添付を求めることがある。

4 修士の学位論文は、修士課程及び博士課程（前期）の在学年限内に限り提出することができる。

第 8 条 学長は、学位授与の申請が前条に規定する要件を具備するときはこれを受理する。

2 一旦提出された論文等は返還しない。

第 9 条 学長は、前条の規定により学位論文を受理したときは、申請された学位につき研究科長にその論文の審査を付託する。

第 10 条 前条の規定により学位論文の審査を付託された研究科長は、指導教員のほか、当該学位論文の関連科目の教員 1 名以上からなる審査委員会を設ける。

2 前項の規定にかかわらず、研究科長が審査のため必要があると認めるときは、前項による委員の外、前項に定める教員以外の教員等を審査委員会の委員に加えることが

できる。

- 3 他大学等の教員を審査委員会の委員として加える場合は、事前に学長の許可を得なければならない。

第 11 条 審査委員会は、修士の学位についてその学年度末までに、論文の審査及び最終試験を終了しなければならない。

第 12 条 終試験は、学位論文を中心としてこれに広く関連する科目について、口頭又は筆記によりこれを行う。

- 2 審査委員会は、論文を審査した結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、最終試験を行わないことができる。

第 13 条 審査委員会は、論文の審査並びに最終試験を終了したときは、直ちにその結果をまとめて研究科長に文書で報告し、かつ、その意見を開陳するものとする。

- 2 論文審査の結果、前条第 2 項の規定にしたがって最終試験を行わなかった場合には、審査委員会は、その旨を研究科長に文書で報告しなければならない。

第 14 条 研究科長は、前条の報告に基づき就学管理委員会に上程する。就学管理委員会は、学位授与の可否について学長に意見を具申する。

第 15 条 就学管理委員会が前条の意見具申を行うに際しては、研究科長は、学位論文とともに、論文の内容の要旨、論文審査の要旨及び最終試験の結果の要旨に学位授与の可否の意見を添え、文書で学長に提出しなければならない。

第 16 条 削除

第 17 条 学長は、前条の報告を参酌して学位を授与し、所定の学位記を交付する。

第 4 章 博士の学位授与

第 18 条 博士の学位は、本大学院学則第 19 条に定める所定の博士課程修了の要件を充たした者に授与するものとする。

第 19 条 学位審査の基準は、広く深い視野に立って、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有することとする。

2 学位審査にあたっては、本規程第 7 条から第 17 条を準用し、「修士」とあるところは各々「博士」と読み替え、又、「学位論文提出票」とあるところは「論文審査願」と読み替える。ただし、第 10 条第 1 項に定める審査委員会については、指導教員のほか、当該学位論文関連科目の教員 2 名以上とする。

第 20 条 博士の学位は、研究科長を通じて学位論文を学長に提出して論文の審査に合格し、かつ大学院博士後期課程の修了者と同等以上の学識があることを確認された者に限り授与するものとする。学識の確認は、研究科長の意見具申を参酌して、学長がこれを行う。

2 学位審査にあたっては、前条第 2 項に定める手続きに準じて行うこととし、論文受理後 1 カ年以内に終了するものとする。

3 学位論文審査料については、別に定める。

第 21 条 本学は、博士の学位を授与したときは当該博士の学位を授与した日から 3 カ月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

第 22 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位の授与を受けた日から 1 カ年以内にその論文を「東京国際大学審査学位論文」と明記の上、本学が指定する機関の協力を得て、インターネットの利用により公表するものとする。

ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

第 5 章 その他

第 23 条 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は学位を得た者がその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、就学管理委員会の議を経て学位の授与を取消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表する。

2 前項の議決をする場合には、委員の 2 分の 1 以上の出席を必要とし、出席委員の過半数の同意がなければならない。

第 24 条 学位記は、別に定める様式によるものとする。

第 25 条 この規程の改廃は、常務会の議を経て理事長がこれを行う。

附則

この規程は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附則

改正後のこの規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附則

改正後のこの規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 改正後のこの規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正規程の施行日前から在学する学生に対しては、本改正規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

改正後のこの規程は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

附則

改正後のこの規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

改正後のこの規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

改正後のこの規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附則

改正後のこの規程は、平成 11 年 12 月 22 日から施行する。

附則

1 改正後のこの規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正規程の施行日前から在学する学生については、この改正規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

改正後のこの規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 改正後のこの規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正規程の施行日前から在学する学生については、この改正規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

- 1 改正後のこの規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正規程の施行日前から在学する学生については、この改正規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

- 1 改正後のこの規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正規程の施行日前から在学する学生については、この改正規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

- 1 改正後のこの規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正規程の施行日前から在学する学生については、この改正規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

- 1 改正後の規程は、平成 24 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 2 改正規程の施行日前から在学する学生については、この改正規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

改正後の規程は、平成 24 年 12 月 7 日から改正施行する。

附則

- 1 改正後の規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正規程の施行日前から在学する学生については、この改正規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

- 1 改正後の規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 21 条に定める博士の学位授与に関する論文の要旨及び論文審査の結果並びに第 22 条に定める博士の学位授与に関する論文のインターネットによる公表については、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与した場合に適用するものとし、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

附則

この改正規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正規程は、2017 年 8 月 1 日から施行する。

様式1 (第4条による学位記)

No.

Tokyo International University

Be it known that

{ name }

having satisfied in full the requirements for the degree of

Bachelor of Arts in { _____ }

has been admitted to that degree with all
the rights, privileges and honors pertaining thereto
in witness whereof the signatures as
authorized by the academic authorities affixed below

Given at Kawagoe, Saitama, on the { _____ } day of { _____ }
in the year two thousand and { _____ }

{ signature }

Dean

{ signature }

President

第 号

卒業証書・学位記

印

氏 名

年 月 日生

本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修めて本学を

卒業したことを認め学士(〇〇〇)の学位を授与する

年 月 日

印 東京国際大学 〇〇学部長 〇〇 〇〇 印

印 東京国際大学 学 長 〇〇 〇〇 印

様式2 (第5条による学位記)

No.

Tokyo International University

Be it known that

{ name }

in recognition of the successful completion
of a thesis, examination, and requisite course of study

Master of Arts in { _____ }

has been admitted to that degree with all
the rights, privileges and honors pertaining thereto

in witness whereof the signatures as
authorized by the academic authorities affixed below

Given at Kawagoe, Saitama, on the { _____ } day of { _____ }

in the year two thousand and { _____ }

{ signature }

Dean

{ signature }

President

第 号

学 位 記

印

氏 名

年 月 日生

本学大学院〇〇研究科〇〇専攻修士課程において学位論文の審査及び最終試験に合格し修了したことを認め修士(〇〇)の学位を授与する

年 月 日

印 東京国際大学 大学院 〇〇研究科長 〇〇 〇〇 印
印 東京国際大学 学 長 〇〇 〇〇 印

[注記] 商学研究科、臨床心理学研究科、経済学研究科については、
「修士課程」とあるところを「博士課程(前期)」と記す。

様式3 (第18条による学位記)

No.

Tokyo International University

Be it known that

{ name }

in recognition of the successful completion of a dissertation,
examination, and requisite course of study

Doctor of Philosophy in { _____ }

has been admitted to that degree with all
the rights, privileges and honors pertaining thereto

in witness whereof the signatures as
authorized by the academic authorities affixed below

Given at Kawagoe, Saitama, on the { _____ } day of { _____ }

in the year two thousand and { _____ }

{ signature }

Dean

{ signature }

President

第 号

学 位 記

印

氏 名

年 月 日生

本学大学院〇〇研究科〇〇専攻博士課程（後期）において学位論文の審査及び最終試験に合格し修了したことを認め博士（〇〇）の学位を授与する

年 月 日

印

東京国際大学

大学院

〇〇研究科長

〇〇 〇〇

印

印

東京国際大学

学

長

〇〇 〇〇

印

様式4 (第18条による学位記・論文博士)

No.

Tokyo International University

Be it known that

{ name }

in recognition of the successful completion of a dissertation and examination
for the degree of

Doctor of Philosophy in { _____ }

has been admitted to that degree with all
the rights, privileges and honors pertaining thereto
in witness whereof the signatures as
authorized by the academic authorities affixed below

Given at Kawagoe, Saitama, on the { _____ } day of { _____ }
in the year two thousand and { _____ }

{ signature }

Dean

{ signature }

President

第 号

学 位 記

印

氏 名

年 月 日生

本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したことを認め博士(〇〇)の
学位を授与する

年 月 日

印 東京国際大学 大学院 〇〇研究科長 〇〇 〇〇 印
印 東京国際大学 学 長 〇〇 〇〇 印